

昭和28年に公表された団体名義の映画著作物の 存続期間

最高裁第三小法廷平成19年12月18日判決 平成19年(受)第1105号
著作権侵害差止等請求事件 上告棄却
民集61巻9号3460頁, 裁判所時報1450号10頁

蘆 立 順 美**

【要 旨】

平成15年改正著作権法(平成15年法律第85号)の経過規定である附則2条は、映画の存続期間の延長を定めた改正後の54条1項は「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」に適用される、と規定している。本判決は、「この法律の施行の際」とは、当該改正法の施行日を指すものと解すべきであり、施行の直前の時点を含むものと解することはできないとし、昭和28年に公表された団体名義の映画の著作物は、施行日の前日である平成15年12月31日に存続期間が満了するため、改正後の存続期間は適用されないと判断した。判旨に賛成。

本件に関する評釈として、宮坂昌利・L&T 39号71頁, 作花文雄・コピーライト562号40頁, 本件下級審判決に関する評釈として、五味由典 [第1審判批] 国士館法学38号192頁, 作花文雄 [控訴審判批] コピーライト553号51頁がある。なお、脱稿後、今村哲也・TKC速報判例解説知的財産法No.8 (2008) に接した。

<参照条文> 著作権法54条1項(平成15年法

律第85号による改正前及び改正後のもの), 57条, 平成15年法律第85号改正附則2条, 3条

【事 実】

X1(原告, 控訴人, 上告人)は、映画「シェーン」(以下、本件映画という)の著作権を有する米国法人である。X2(原告, 控訴人, 上告人)は、本件映画の日本における独占的利用権を有している。本件映画は、X1により昭和28年5月27日にアメリカ合衆国において最初に公表された。Y1(被告, 被控訴人, 被上告人)は、本件映画を収録したマスターフィルムを製造し、Y2(被告, 被控訴人, 被上告人)に販売した。Y2はこれを基に本件映画のDVDを製造し、販売した。本件は、これらのYらの行為が本件映画の複製権(21条)および頒布権(26条1項)を侵害するとして、Yらに対し、X1がマスターフィルムおよびDVDの販売等の差止を、X2が損害賠償を、それぞれ求めた事案である。

Yらは、昭和28年に公表された本件映画の著

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 東北大学大学院法学研究科 准教授
Masami ASHIDATE

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

著作権の存続期間は、公表の翌年から起算して50年後の平成15年12月末日をもって満了したと主張した。これに対してXらは、映画の著作権の存続期間を公表後70年に延長する著作権法改正（平成15年法律第85号。以下、「本件改正法」といい、その改正を「本件改正」という）により、本件映画の著作権の存続期間は公表後70年となったため、本件映画の著作権はいまだ消滅していないと主張した。

第1審（東京地判平成18年10月6日民集61巻9号3500頁）および原審（知財高判平成19年3月29日民集61巻9号3536頁）はいずれも、本件映画には本件改正後の存続期間は適用されず、本件映画の著作権は消滅したと判断して、Xらの請求を棄却した。Xらが上告。

【判 旨】

上告棄却

(1) 本件改正法に関する経過規定を定める附則2条（以下、「本件経過規定」という）の、「この法律の施行の際現に」の解釈について

「一般に、法令の経過規定において、『この法律の施行の際現に』という本件経過規定と同様の文言（以下、「本件文言」という）が用いられているのは、新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにするためであるから、そのような本件文言の一般的な用いられ方…を前提とする限り、本件文言が新法令の施行の直前の状態を指すものと解することはできない。」

「したがって、本件文言の一般的な用法においては、『この法律の施行の際』とは、当該法律の施行日を指すものと解するほかなく、『…の際』という文言が一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることがあるからといっ

て、当該法律の施行の直前の時点を含むものと解することはできない」

(2) 「したがって、本件映画を含め、昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである。」

(3) 「Xらは、本件改正法の成立に当たり、昭和28年に公表された映画の著作物の保護期間の延長を意図する立法者意思が存したことは明らかであるとして、この立法者意思に沿った解釈をすべきであると主張する。しかし、本件経過規定における本件文言について、本件文言の一般用法とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するというべきであるが、本件改正法の制定に当たり、そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということはできず、法案の提出準備作業を担った文化庁の担当者において、映画の著作物の保護期間が延長される対象に昭和28年に公表された作品が含まれるものと想定していたというにすぎないのであるから、これをもってXらの主張するような立法者意思が明白であるとはできない。」

【研 究】

1 映画の著作物の存続期間の延長を定めた本件改正法により、映画の著作物の存続期間は、原則として著作物の公表後70年に延長された（54条1項）。本件改正前の映画の著作物の存続期間は、原則として公表から50年とされており（改正前54条1項）、存続期間は公表された日の属する年の翌年から起算されるから（57条）、昭和28年に公表された本件映画の存続期間は、昭和29年から50年を経過した年の末日で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある平成15年12月31日の終了をもって満了する¹⁾。ところが、本件改正法が平成16年1月1日に施行され、映画著作物の存続期間が公表後70年となったことから、本件映画についても改正後の存続期間の適用が認められるか否かが争われた。本件経過規定は、改正後の54条1項は「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」について適用されると規定している²⁾。著作権法の所轄官庁である文化庁およびその関係者は、施行日の前日に存続期間を満了する映画著作物もこれに含まれるとの見解を一貫して示していた。ところが、下級審裁判例において、これを否定する判断を示すものが現れたため³⁾、上記の文化庁見解に基づいて、昭和28年公開映画についても存続期間の延長を当然に期待していた映画業界は大きな衝撃を受けた。本件最高裁判決により、本件経過規定の解釈に関する混乱は、一応の収束を見たといえよう。

2 本件映画は旧著作権法（明治32年法律第39号。以下旧法という）の下で創作、発行された映画著作物であるから、その存続期間の認定にあたっては、まず、旧法下での適用条文を確認する必要がある。というのは、現行著作権法（昭和45年法律第48号。以下現行法という）制定の際、旧法の定める存続期間が現行法のそれよりも長い場合には、現行法施行後であっても前者が適用されるとの規定がおかれたためである（現行法附則7条⁴⁾）。

現行法施行直前の旧法の規定を確認すると、映画の著作物については、独創性の有無により異なる存続期間が定められ（旧法22条ノ3）、独創性を有するものに関しては、著作者の生前に発行・興行された著作物の場合には著作者の死後38年（旧法3条・52条1項）、無名・変名の著作物の場合には発行または興行後38年（旧法5条・52条1項）、団体の著作名義で公表された著作物の場合には発行または興行後33年

（旧法6条・52条2項）等の存続期間が定められていた⁵⁾。そのため、昭和28年以前に公表された映画の著作物であっても、旧法3条の死亡時起算が適用される著作物については、旧法の定める存続期間の方が現行法のそれよりも長い場合があり⁶⁾、その場合は旧法に基づく存続期間が付与される。

他方、本件においては、本件映画が法人であるX1の名義により発行された著作物であることについて特に争いがなく⁷⁾、裁判所もそうした事実認定を行っているため、発行時を起算時とする旧法6条が適用される。したがって、現行法の改正前54条1項の存続期間の方が長いこととなり、本件改正法施行の直前である平成15年12月31日まで著作権が存続するため、本件改正法の適用の有無、すなわち、本件経過規定の解釈が争点となったのである。

3 昭和28年公表の団体名義の映画著作物に対する、本件改正法の適用の有無が争点となった裁判例としては、東京地裁による決定（以下、「ローマの休日事件」という⁸⁾）、および本件の下級審裁判例が存在するが、いずれの事件においても本件改正後の54条1項の適用は認められないとの判断がなされた。

これらの下級審裁判例において、著作権者らは、本件経過規定の解釈に関して、平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前0時とは同時であるから、本件改正法の施行時において、問題とされた映画に関する著作権は存していたとの主張を行なっている⁹⁾。この見解は、本件経過規定と同様の文言を定めた、昭和45年成立の現行法の経過措置である附則2条¹⁰⁾の説明において、文化庁関係者により示されてきたものであり¹¹⁾、従来、こうした解釈に特に異論もなかったことから、本件改正法の附則も当然に同様に解されるべきとの理解が示されていた¹²⁾。そのため、著作権者としては、こうした解釈に基づいて、問題となった映画の著作権が延長さ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

れるとの期待を有したとしても不自然ではない。しかし、上記の裁判例では、54条1項および57条の規定は、年をもって期間を定めており(民法140条)、この場合、期間はその末日の終了を持って満了する(民法141条)のであるから、保護期間の満了を把握する単位は「日」であり、本件改正法の適用の可否も「日」をもって定められていると解すべきであるとして、瞬時をもって満了時を捉える著作権者らの主張は採用しえないと判断された。

なお、原審において原告らは、本件経過規定の解釈につき、同規定の趣旨を、公有に帰した著作物の権利を本件改正法により復活させることを否定することにあると捉え、改正法施行の「直前に」存続期間が満了する著作物であれば、公有に帰した期間が存在しないため、権利の延長を認めることが同規定の目的に合致するとも主張している¹³⁾。しかし、経過規定の趣旨を上記のように解したからといって、必然的に、施行の直前に存続期間が満了する著作物についても保護期間を延長するとの結論が導き出されるわけではなく、この見解は、延長を認めた場合であっても本件経過規定の目的には反しない、という消極的根拠として位置付けられるにすぎないように思われる。

4 一方、本件上告審においてXらは、本件経過規定にいう「施行の際現に」という文言は、平成16年1月1日午前0時の「直前」をも含むものと解すべきであると主張した。そして、この解釈を根拠付ける理由として、①立法実務では、「施行の際現に」と「施行の日において」とは異なる意味を有するものとして使用されていること、②上記のように解さない場合、本件経過規定にいう「改正前の著作権」が存在しないこととなり、同規定が理論破綻すること、③本件経過規定とはほぼ同様の文言を使用する現行法制定時の経過規定(附則2条)は、施行日の直前に存続期間が満了した著作物についても適

用を認めたものと解されているのであるから、本件経過規定についても同様に解すべきであること、等を挙げ、さらに、④本件改正に関する立法者意思は、昭和28年公開の映画の著作物に対して保護期間の延長を認めるものである、と主張した。

本件経過規定における「…の際」という文言自体は、必然的に「日」を意味すると解されるものではなく¹⁴⁾、本判決も、「…の際」という文言が一定の時間的な広がりを含意することもあること自体は認めている。しかし、経過規定におけるこの文言が、一般的にXらの主張するようなものと解されるかどうかについては、判旨(1)のように述べて、「この法律の施行の際」とは、当該法律の「施行日」を指すと解するのが一般的な用法であるとの解釈を示した。

そして、本件文言が、「新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにする」ものであるのだから、②の主張も当たらないと判断している。

たしかに、本件改正法附則1条が施行時を「日」をもって定めていることも考慮すれば、「施行の際」との文言自体から、これを施行日の直前と理解することが一般的であるということは困難と思われる。したがって、本件経過規定における「この法律の施行の際」とは、平成16年1月1日を指すものと解するのが自然であるといえよう¹⁵⁾。

5 しかし、本件文言の一般的な用法が上記のように解されるときも、一般的用法と異なる解釈を認めるべき特段の事情が認められる場合にも、一般的な用法に基づく解釈を維持すべきかどうかについては議論の余地があろう。

まず、上記Xらの主張③にあるように、仮に、現行法制定時の経過規定について、施行の直前

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に存続期間が満了する著作物にも適用されるとの立法者意思が存在し、そうした解釈が採用されていたと認められるのであれば、本件経過規定においてもこれと同様の解釈を採用すべきではないか、という問題が生じよう。現行法制定時の附則2条に関する立法者意思につき、前掲のローマの休日事件は明確な判断を避けており¹⁶⁾、昭和45年当時の立法者意思等は問題とせず本件改正法の経過規定の解釈を行なっている。他方、本件最高裁判決は、この点につき特に言及をしていないが、本件第1審および控訴審では、現行法の経過規定において、Xらの主張するような立法者意思は認められないとの判断を下しており、最高裁判決もこの認定を前提としておりと考えるのが素直な理解であろう。

また、本件では、Xらの主張④にあるような立法者意思が認められる場合に、これに基づいた解釈を採用しうるかという点が問題となりうるが、最高裁は、判旨(3)のように述べて、立法者意思の存在自体を否定した。文化庁による本件改正法の解説においては、昭和28年公表の映画著作物にも改正後の54条1項が適用されとの見解が明示されているが¹⁷⁾、最高裁は、これは、文化庁の担当者がそうした想定をしていたに過ぎないものと判断している。

最高裁の指摘するように、文言の一般的な理解と異なる解釈を認める場合、一般的な解釈に基づいて行動する者に対して不測の不利益を与える危険性も大きいため、立法者意思の明白性は必要であろう¹⁸⁾。本件改正に関する立法経緯については、本件の下級審において詳細に検討されているが、本件改正法の国会審議において、昭和28年公表の映画著作物への本件改正法の適用に関する言及はまったくない¹⁹⁾。そのため、Xらの主張するような明白な立法者意思の存在を認定することは困難と言わざるを得ず、上記の文化庁見解が実務上重要視されるという事情があるとしても、これを立法者意思と同視して、

Xの主張する解釈を根拠付けることは難しいと言えるだろう。

注 記

- 1) 民法140, 141条。なお、本件映画は米国において最初に公表された著作物であるが、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下、ベルヌ条約)に基づき、著作権法6条3号の規定の適用により、わが国の著作権法の保護対象となり、その存続期間の算定にあたっては、ベルヌ条約7条(8)により、わが国の規定が適用される。
- 2) 本件改正法附則2条「改正後の著作権法(次条において「新法」という)第54条第1項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅しているものについては、なお従前の例による。」
- 3) 東京地決平成18年7月11日判例時報1933号68頁[ローマの休日事件] および本件の下級審裁判例である、東京地判平成18年10月6日民集61巻9号3500頁、知財高判平成19年3月29日民集61巻9号3536頁。
- 4) 本件改正法の下でも同様の規定が維持されている(本件改正法附則3条)。したがって、旧法下において創作された著作物のうち、本件改正法施行日に著作権が存することが明らかな著作物については、旧法に基づく存続期間と、本件改正後の54条1項が定める存続期間(公表から70年)のうち、長い方の存続期間が認められる。
- 5) これらの存続期間は、現行法と同様、死亡や公表時の翌年から起算するものと定められていた(旧法9条)。
- 6) したがって、昭和28年以前に公表された映画著作物であっても、平成15年の末日において存続期間が満了しているとは限らない。自然人である映画監督が作者の一人であると認定され、旧法3条に基づき、作者の死亡時を起算点として存続期間が算定された結果、存続期間はいまだ満了していないと判断された裁判例として、東京地判平成19年8月29日平成18年(ワ)第15552号(チャップリン映画事件)、東京地判平成19年9月14日平成19年(ワ)第8141号(黒澤映画①事

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

件)、東京地判平成19年9月14日平成19年(ワ)第11535号(黒澤映画②事件)、東京地判平成20年1月28日平成19年(ワ)第16775号(黒澤映画③事件)を参照(評釈として、駒田泰士[黒澤映画②事件判批]TKC速報判例解説知的財産法No.5(2008)、吉田正夫=狩野雅澄「旧著作権法下の映画著作物の著作者の意義と保護期間—チャップリン映画DVD無断複製頒布事件及び黒澤映画DVD無断頒布事件—」コピーライト562号49頁等がある)。なお、旧法下においては、現行法16条のような、映画の著作物の著作者に関する規定が存在しなかったことから(現行法16条が、現行法施行前に創作された著作物について適用をみないことについては、現行法附則4条参照)、映画の著作物の著作者の認定について見解の一致が必ずしも見られなかったといわれるが、上記の裁判例は、映画の著作者とは、映画の「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である」との判断を示し、旧法6条の定める団体著作物とは、「当該著作物の発行又は興行が団体名義でされたため、当該名義のみからは著作者の死亡時期を観念ないし判別することができないものをいうと解するのが相当である」と述べ、監督個人の氏名のほかに、映画会社の表示があったとしても、これは著作権者としての表示であり、「著作者」の名義として表示されているとはいえないとして、旧法6条の適用はないと判断している。

- 7) 本件の第1審は、争いがない事実として、本件映画の著作者がX1であることを述べるのみであり、本件映画の著作者の認定について詳細な検討はしていない。注6)にあげた裁判例には、旧法6条を「著作者」の名義として表示されているかどうかを問題としているように読めるものも存在し、6条適用の前提としては、法人等の団体が「著作者」であることを要求していると理解する余地もあろう。しかし、旧法6条の文言は、「著作名義」が法人であるのか、個人であるのかを問題としており、「著作者」の認定とは区別しているとの理解が可能であり、本件第1審も、旧法6条の適用を認める部分においては、著作名義の問題として判断している(民集61巻9号3519頁)。
- 8) 東京地決平成18年7月11日判例時報1933号68頁。

評釈として、作花文雄・判例評論575号15頁、同コピーライト548号22頁、盛岡一夫・発明104巻1号66頁、横山久芳・NBL844号32頁等がある。

- 9) 宮坂昌利[本件判批]L&T39号73頁は、この見解を「時点同一論」とよぶ。
- 10) 現行法附則2条1項は、「改正後の著作権法(以下『新法』という。)中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法(以下『旧法』という。)による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。」と定める。
- 11) 加戸守行『著作権法逐条講義』初版515頁、5訂新版765頁参照。なお、現行法の経過規定の解釈については、多くの文献において、同法の施行日である昭和46年1月1日の前日に存続期間が満了する著作物についても現行法の適用が認められるとの説明がなされていた(佐野文一郎=鈴木敏夫『改訂・新著作権法問答』160頁、内田晋『問答式 入門著作権法』272-275頁、前掲・加戸等参照)。また、明言はしていないが、当時の文化庁文化部長官著作権課課長であった加戸守行氏による「著作権法の全面改正について—著作物の多様化、増大に伴う改正—」時の法令746・747号2頁(1971)18~19頁では、現行法の適用範囲に関する経過措置に関連して、新法(昭和45年制定の現行法—筆者注)の施行の際現に著作権が消滅している著作物の例として、昭和6年に死亡した著作者の著作物、との記載が認められ、昭和7年に死亡した著作者の著作物は(旧法によれば昭和45年12月31日に存続期間が満了する)改正法の適用を受けるものとの理解を前提としているものと思われる。
- 12) 加戸・前掲5訂新版346、878頁。文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律について」コピーライト508号37頁、文化庁『著作権法入門(平成16年版)』32頁も同様の理解を前提に、昭和28年公表の映画著作物にも改正後の54条1項が適用されるとの見解を述べているものと推測される。
- 13) こうした見解は、作花文雄氏による本件の論点に関する多くの論考において示されている(作花文雄「映画『ローマの休日』の保護期間をめぐる法制上の論点」コピーライト548号23頁、同「映画『シェーン』事件知財高裁判決」コピーライト553号52頁「『シェーン』事件最高裁判決の残

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- した課題」コピーライト562号41頁等を参照)。本件経過規定が、公有に帰した著作物の保護の復活を回避することを目的としていることについては、俵幸嗣「著作権法の一部を改正する法律」ジュリスト1251号28頁も参照。
- 14) 作花・前掲コピーライト548号29～30頁。
 - 15) 横山・前掲NBL844号32頁参照。
 - 16) 東京地決平成18年7月11日判例時報1933号68頁。
 - 17) 注12) に挙げた文献を参照。
 - 18) 前掲・横山36頁。
 - 19) 平成15年第156回国会 著作権法の一部を改正する法律案提出理由説明，同参議院文教科学委員会会議録第13・14号，同衆議院文部科学委員会議事録第17・18号参照。

(原稿受領日 2008年6月4日)

